

經濟論叢

第(十)卷 第六號

ベルリン機械工業 における労働関係(一)……………	大野英二	1
伐出林業労働の存在形態(二)……………	山崎武雄	25
『ワイマール共和制』初期の 農業労働立法とユンカー経営……………	佐藤智三	42
ドイツ独占確立期における 自己金融と決算政策(三)……………	津守常弘	58
經濟論叢 第八十七卷・第八十八卷総目錄		

昭和三十六年十二月

京都大學經濟學會

『ワイマール共和制』初期の

農業労働立法とユンカー経営

佐藤 智 三

まえおき

最近「ワイマール共和制」に関する多くの政治学的研究をみることができ、われわれは更にその経済的基礎の分析をすすめるばあい、さしあたって「一月革命」後のドイツ独占資本の考察と並んで、未だ多くの研究課題を残していると考えられる東エルベのユンカー経営の状態を明らかにしておく必要がある。周知の如く、東エルベにおけるユンカー経営は「一月革命」により本質的な変革を加えられなかったが、「革命」下の農業労働者に対する旧来の例外規定・僕婢条令の廃止および外国農業労働者の著しい雇用制限をはじめとする農業労働立法にいくつかの「改革」を認めることができる。小論ではまず『共和制』初期のこれらの農業労働立法の性格を検討し、「一月革命」後のユンカー経営における雇用関係を考察する。

いで「共和制」期の農業労働制度がユンカー経営およびその雇用労働力の給源となつてゐる東エルベの農民層にどのような影響を与えたかを考察し、「共和制」期におけるユンカー経営の構造の一端を明らかにしたい。

- (1) 篠原「戦後におけるワイマール共和国研究」(年報政治学一九五七年一四四頁—一五五頁)参照。
- (2) 『共和制』下のユンカーの動向については Gershenkron, A., *Bread And Democracy In Germany*, 1943; Buchta, B. B., *Die Junker und die Weimarer Republik*, Berlin, 1959. 等の著作を挙げることもできるが、ここではユンカー経営自体の分析はなされていない。
- (3) 松俊夫「ワイマール共和制に関する一考察——内地植民政策を中心として——」(歴史学研究第一五一号)参照。

一 『一月革命』下の農業労働立法

「ワイマル共和国」期の東エルベ農業労働者の状態にみられる特徴の一つとして、『一月革命』下から相対的安定期に至るまで、東エルベ諸州に展開された農業労働者のストライキ運動を挙げることができる(第1表)。この国内および外国「自由労働者」を中心とする農業労働者の動向に対し、ドイツ社会民主党SPDと独立社会民主党USPD右派からなる人民委員協議会 Rat der Volksbeauftragten は一九一八年一

第1表 農業労働者ストライキ統計(1919年)

地域	ストライキ数	ストライキを起した経緯数	当該経営に用いられている労働者数	喪失労働日数
東プロシエン	2	5	227	451
西プロシエン	5	46	1,731	56,058
ブランデンブルク	3	10	216	3,252
ホルン	39	81	3,263	5,857
メッセン	1	1	30	120
シュレージェン	7	33	455	776
シュレスヴィヒホルン	51	514	15,925	38,143
ザクセン	2	36	180	198
ノーバーク	1	1	10	410
ヴェストフアレン	16	66	548	1,211
ハッセルン				
プロシエン計	127	798	22,585	106,476
ライヒ合計	163	932	24,955	115,951

一月二日、僕婢条令³⁾その他の農業労働者に適用された例外規定の廃止を勧告した。この結果、旧来の契約違反者の警察による留置・つれ戻し並びに団結・争議禁止等に関する農業労働者に対する諸規制は廃棄された。このような改革は東エルベにおける農業労働力の西エルベへの移動を激化せしめるが、これに対して早くも翌一九一九年一月二四日、『例外規定』の廃止により生じた間隙をうめるための「暫定的農業労働条令 Vorläufige Landarbeitersordnung」が布告される。その第一条には農業労働者の奉仕契約 Dienstvertrag に関する民法 Bürgerliche Gesetzbuch の諸規定は有効である」ことが示されており、旧来の債権・債務関係はそのまま存続し、更に第一条には契約違反の場合の損害賠償金の積立のため賃金の半を確保しうる権利を農場主に認めている。われわれはここに「革命」による旧来の東エルベにおける雇用関係の廃棄に大きな限界があることを認めることができる。これと並んで農業労働者の団結・争議禁止条項の廃棄に伴う労働者運動の急進化への対応立法として、いわゆる「一月協定」に基づく「労働協約、労働者・職員委員会および労働争議調整に関する命令」(『労働協約令』)が布告され、当時労兵協議会制度の浸透を恐れる独占資本と並んで、団体契約は地域差を伴いながら東エルベのユニカー経営においても広汎に展開された。さきに挙げた暫定的農業労働条

「ワイマル共和国」初期の農業労働立法とユニカー経営

令はこの間協約の最高基準としてその内容を規制し、同立法は補足し、いながら、『共和制』期の東エルベにおける雇用関係を、旧来のエンカーと農業労働者の関係におし止める法的根拠となつた。このような国内労働者への対応策と並んで、つぎに『共和制』政府は「ボルンシュヴィストへの恐怖」と国内「自由労働者」の雇用促進のため、スラブ人を中心とする外国移労働者の雇用を著しく制限する。この結果、ドイツ農業における外国労働者数は一九一四年（最高時）の四十三万人に較べ一九一九年には一十三万人に激減する（第2表）。

以上の如く『革命』下の農業労働立法は、旧来の諸規制の廃棄に伴う労働力の流出を阻止すると同時に、多数の外国移労働者を含む「自由労働者」の急進的ストライキ運動を抑止する役割をはたしたと考えることができる。われわれはつぎに労働立法の一「成果」＝『労働協約令』を基礎とする団体契約の内容を検討しよう。この

年	労働者数
1908	314,237人
1911	374,005
1914	433,247
1919	138,343
1927	111,547
1931	50,000

ような性格の労働立法に支えられ、『共和制』初期にエンカー経営における旧来の雇用関係が、どのような再編されていったかを明らかにしたい。

- (1) Bessler, J. B., *Die Streikbewegung in der deutschen Landwirtschaft*, Bamberg, 1927, S. 86, Wunderlich,

F., *Farm Labor in Germany, 1810~1945*, Princeton, 1961, P. 107. なお一九二三年の最高時には東エルベを中心とし全ドイツ全土に農協参加農業労働者数は一十三万人近くに達した。

- (2) Bessler, J. B., a. a. O. SS. 28, 29 Lesnodorski, B., *Aus der Geschichte der deutschen und polnischen revolutionären Bewegung im südwestlichen Teil Ostpreußens, im Ermland und Masuriengebiet, in Die Oktoberrevolution und Deutschland*, SS. 452~455.

- (3) ブローセンの僕婢法令は Dienstboteneditikt für das Herzogtum Lauenburg von 22. Dezember, 1732. をはじめとして Dienstbotenverordnung für Ostfriesland und Hegelinger Land von 10. Juli, 1859. までの合計一九〇条令が『一月革命』まで存続した。その内容は Herzogtum Lauenburg のそれと大差ない。アムネ「僕婢が領主に反抗したばあい、その犯罪の程度によって長期または短期の投獄および懲役に処せられる」(第10条) という苛酷なものだった (Marchionini, K., *Geschichte der Landwirtschaft*, Leipzig, 1925, SS. 190~193. 傍点引用者)。

- (4) Gesetz von 24. April, 1954. は労働者小作人 Arbeitgeberprächter を除く Insultante, Dräcker, Deputant, Lohnrärtner, Geldstübler 等のふたつ「業歴と違ふたた労働者」をたゞの雇員arbeiter, Meliorationsarbeiter, Ho-

zuschlagen 等の「自由労働者」にも適用された。この例

外規定により、これらの労働者が雇主もしくは監督人の命令に不従順もしくは反抗をなし、あるいは「合法的な理由なしに」労働を拒否または放棄したばあいは五ターレル以内の罰金もしくは三日以内の拘留に、また労働者がこれらの事を協同して行おうとしたばあいは一年以内の懲役に処せられた (Schlegelberger, F., *Das Landwirtschaftsrecht in Preußen*, Berlin, 1919, SS. 182-195. 野間海造訳「農業労働者に関する独逸法例」帝國農會報第一七一巻第一九号参照)。

(5) Kroschenthal, S., *Das Neue Landwirtschaftsrecht*, Berlin, 1920, S. 3.

(6) *Ibid.*, SS. 35-43, Buchta, B. B., a. a. O., S. 39.

(7) これに加えて『革命』後もホフマンガー制度は維持され、又東エルムにおける最小の行政単位、領地区域は一九二〇年一月二二日にその廢止がプロイセン邦議會により採択されたが、その実施は東プロイセンでは部分的に三〇年まで延期され存続した (Buchta, B. B., a. a. O., S. 39. 村瀬興雄『ドイツ現代史』二五三頁参照)。

(8) 後藤清『労働協約理論史』二二七-二三八頁、久保敬治『ドイツ労働法の展開過程』一五頁参照。

(9) Radetzki, W., *Der gegenwärtige Stand der landwirtschaftlichen Wanderarbeiterfrage in Deutschland*, 1926, S. 27. *Die inländischen landwirtschaftlichen Wanderarbeiter*.

ter Deutschland, Breslau, 1930, S. 30.

二 『共和制』初期の東エルムにおける賃率協定とモンカー経営の雇用労働力構成

『共和制』期の農業労働制度の特徴として『一月革命』後の農業労働者の団結権承認と『労働協約令』に基づく団体契約参加農業労働者数の著しい増加を挙げることができるが(第3表)、東エルム諸州においても参加労働者数は総参加者数の約三五%を占めている。われわれは契約内容の考察に入る前に、東エルムにおける団体契約がどのような階級関係の表現であるかを検討しておくなければならない。団体契約の主体である労働組合はSPD系のドイツ農業労働者同盟 Deutsche Landarbeiterverband DLVおよび中央党ZP系のキリスト教農業労働者中央同盟 Christliche Zentralverband der Landarbeiter ZDLを中心とし、大経営の農業労働者を主要構成員としているが、

第3表

農業参加労働者数
契約労働者数
団体労働者数

年 度	総 人 数
1912	4,243
1913	4,056
1919	90,577
1920	49,128
1921	1,643,780
1922	1,996,917
1925	1,500,690
1926	1,313,750
1927	1,435,446
1928	1,668,059
1929	1,498,607
1931	1,715,848

第4表 DLVの労働力範疇別構成

労働力範疇	人員構成	構成比率
デブタント	284,444	40.9%
フライアルバイター(男)	127,160	18.3
ホーフゲンガ	9,296	1.3
婦人労働者	87,073	12.5
若者	22,094 (男) 5,196 (女)	7.2 0.7
下下	0	0
下女	0	0
国内労働者	0	0
国外労働者	0	0
林業者	144,261 (男) 1,713 (女)	20.8 0.2
ブドー園労働者	6,871	1.0
醸造労働者	2,949	0.4
農場手工業者	4,638	0.7
その他	160,432	23.1
計	695,695	100.0

『共和制』期を通じてSPD系のD、L、Vが圧倒的比重を占め、ZdLがこれにつきドイツ共産党KPD系その他の組合は僅かな比重を占めているにすぎない。このDLVの一九二〇年現在の労働力範疇別構成(第4表³⁾)はデブタント、Deputant、がその中核(四〇・九%)をなし、林業労働者(二〇・八%)がこれについており、国内および外国移動労働者は完全に組織から排除されている。またDLV構成員のうち四五・五%を東エルベ農業労働者が占めており、東エルベのDLV下部組織に占めるデブタントの比重は更に大きいと推定しえよう。以上の如き構成の農業労働者団体の増大に呼応してドイツ農林業雇主組合ライヒス連盟 Reichsverband der deutschen Landwirtschaftlichen und forstwirtschaftlichen Arbeitgebernvereinigungen

は、著るしく改善されており、穀物給与額のみならず、貨幣価値下落率を考慮に入れても「貨幣賃金額も同時に増加している」。これに反し、「自由労働者」の日当は著しく低く、日雇の婦人労働者と共にその実質賃金は戦前を下廻っている。大経営が支配的なポムメルン州では強力なポムメルン農業同盟の反対により、全州におたる協定が締結されるに至っていない。ここでは「第二帝制」期と対比が可能な行政地区 Stralsund における状態を第5表に示す。この地区でも「現在定額になった以前の打撃分前がどの位支払われているか明らかでないが」表で明らかなる如くデブタントの現物貸与および給付額は著しく増加し、貨幣価値下落率を東プロイセンと同様とすれば婦人労働者および機婢の実質賃金は逆に著しく低下している。更に「革命」

を中央組織とする農場主団体も東エルベ諸州に發生するが、これはユニカーを中核とすることはいうまでもない。以上「共和制」初期の農業労働者および農場主団体の性格を考察したが、つぎに両団体間で締結された賃率協定の内容を検討しよう。

一九一九年一〇月の東プロイセン州における賃率協定の特徴についてC・グァイツェは次の諸点を指摘している。「インストロイテ、Institute 契約はこの協定では全く保障されておらず、打撃への参与は協定締結地域内ではほとんど消滅している。デブタントの状態

第5表

行政地区 Stralsund における労働者への貸与・給付額

		1900~1902年	1920年 3月 13日
労働時間		—	2700時間
デブタント	菜園 R.	—	45
	馬鈴薯烟 R.	64	180
	穀物 Ztr.	26½	49
	豌豆 Ztr.	0.90	1
家畜	牝牛一頭・鷄鳥		牝牛一頭・仔牛・仔豚等
貨幣賃金 M.	165 + 食事 = 300		1365
ホーフゲンガー	土地 R.	—	90
	穀物	—	18
	その他の現物	—	7.5 Ztr. の煉炭と木材
貨幣賃金 M.	—	820~1420	
婦人労働者	日当 M.	1.50	—
	時間賃金 M.	—	0.75~1.25
	搾乳日当 M.	0.20	1.50~2.00
下僕下女	貨幣賃金(年) M.	170~300	450~1200
“	“	150~225	500~900

への現物給付額も同様に顯著に増加している。これらの諸郡でも同者に反して村落婦人労働者および移動労働者の日当は——Mであり、東プロイセンの三Mに比して更に低い。

以上「共和制」期における農業労働者・農場主団体の性格および団体契約の内容を検討したが、われわれは「共和制」期のユンカー経営における雇用関係として、ユンカー—デブタント関係が支配的となっており、「革命」下の農業労働立法はこの雇用関係を強化する役割を果たしたと推測することができ。これに加うるに「共和制」初期の大経営にみられる定住労働力(「デブタント」の比重の著しい増大(第7表)は、「一月革命」を契機に、デブタントを中心にユンカー経営の雇用労働力が再編成されていった事実を裏書するものである。われわれはつきにこの再編過程が東エルベ農

業構造にとつてどのような意義を持っていたかを追求しなければならぬ。

後「自由労働者」のストライキ運動が最も激しかった中部シ、ン、の Reichsbach, Schweidentz, Striegau 三部における大経営の農業労働者への給付内容の変化を示す第6表を掲げる。ここでも「革命」後の「労働者の労働意欲の低下」と「労働組合の影響から労働者をひきはなす」ために監督人への支出は著しく増大し、またローンゲルトナー(「デブタント」)

「共和制」期の東エルベにおける支配的な雇用関係であるユンカー—デブタント関係では、いわゆるインストロイテ契約にみられる分前権 Antefrischt を基礎とした利害共同態 Interessengemeinschaft は消滅している。しかし周知の如く『1

第6表
中部シュレーゼンにおける労働者への給付額

	1910/14年	1924/26年	増加%
帳簿係	1.9	7.2	279
監督 Aufsicht	2.7	7.1	163
ローンゲルトナー			
貨幣	360.5	242.3	-33
現物	198.1	610.3	208
計	558.6	852.6	53
下僕 Ackerkutscher			
貨幣	153.0	299.3	95
現物	600.2	610.3	2
計	753.2	909.6	21
婦人労働者			
貨幣	210.0	283.5	35
現物	12.2	—	—
計	222.2	283.5	27
移動労働者(過当)			
貨幣	7.2	10.5	46
現物	3.6	4.0	11
計	10.8	14.5	34

「一月革命」下、ユンカー的土地所有は本質的変革を加えられず、存続し、これと共にユンカー経営における定住労働者もデプター、地、Deputatand を基礎とする小経営 Kleinwirtschaft 的性格を払拭しえなかつた。われわれはここに『共和制』期においてもユンカーが土地所有を媒介として労働力を確保し、支配する旧来の雇用関係が維持されていると考えることができよう。それ故デプタントは分前権の消滅↓定額現物取得、という貸金形

態をとりながらも、近代、的、賃、労働者とは対立した、意義をもつ、「労働者」であり、農民層分解による「自由労働者」の増大(流出の増大も伴う)へのインストロイテのとの対応、形態にほかならない。このように考えるべきであり、われわれは賃率協定の展開と共に、『共和制』初期の東エルベにおける雇用形態がユンカー||デプタント関係に総括される過程は、「一月革命」下の国内および外国「自由労働者」のストラ

第7表
経営耕地面積100ha以上の大経営における労働力の推移

	1907年~1925年		1925年~1933年	
	増減数	率%	増減数	率%
婢	-54,535 ^人	-33.5	-61,600 ^人	-43.5
定住労働力	+197,622	+47.5	-82,000	-13.3
非定住労働力	-84,738	-25.7	*	*

集中して、いく過程とみることできよう。また『革命』S, P, D主導

の下に布告された農業労働立法はこの雇用労働力の再編過程を、バック・アップし、旧来の東エルベ農業労働制度の解体を阻止しようとするものにはかならない。更に『革命』後承認された団結権に基づくデブタントを中心とする農業労働者団体の結成は、先にも指摘したようにデブタントの労働条件を「改善」したが、同時にこれらの団体は「自由労働者」への対抗組織として機能した点を見逃すことはできない。われわれはここで「共和制」初期の東エルベにおける雇用労働力構成の変化が、『共和制』期のユニカー経営および東エルベの農民層の状態にどのような影響を与えたかを考察し、『十一月革命』下のユニカー経営における雇用労働力の再編過程の限界に若干ふれておく必要がある。

- (1) Wunderlich, F., *op. cit.*, p. 94.
- (2) 一九二二年(ビーク時)の各団体はそれぞれD L V七八万人、Z d L I 一三万人、K P D系の諸団体一万五千人から構成されている。
- (3) Verhandlungen und Bericht des Unterausschuss für Landwirtschaft, Untersuchung über Landarbeiterverhältnisse, II. Unterausschuss, Bd. 7, 1929, S. 200.
- (4) ノアホムメルンでは一九二〇年秋、D L Vに所属する組合員が同じ組合員であるポーランドの移動労働者の追放を要求している。(Dietze, C., *Die ostdeutschen Landar-*

beiterverhältnisse seit der Revolution, Berlin, 1922, S. 83)。

- (5) *Ibid.*, SS. 62, 77. 傍点引用者。
- (6) *Ibid.*, Tabelle VI.
- (7) *Ibid.*, S. 111. 傍点引用者。
- (8) Babo, F., *Der Betriebsaufwand vor und nach dem Krieg unter besonderer Berücksichtigung des Lohnanteils*, Mannheim, 1928, S. 38.
- (9) *Ibid.*, SS. 61, 62.
- (10) *Wirtschaft und Statistik*, 7. Jahrg. 1927, S. 805, 14. Jahrg. 1934, S. 636.
- (11) 次にランゲンテンホルト州(Niederlausitz 郡のユニカー経営(Kohle 農場)経営耕地面積約四〇〇ha)における雇用労働力構成の年次別推移を示した。この農場では打穀人(インストロイテ)は一九世紀末、打穀機の導入と共に消滅しており、これに代ってデブタントは世紀初頭から増加しはじめ、『共和制』初期(一九二一年—二六年)には特に顕著な増大を示している。健婦は一九世紀末以来流出が激しく、『共和制』初期にはこの農場ではほとんど雇用されていなく、また周辺村落の婦人労働者を主とする日雇の数はこの農場では一九世紀中頃から比較的多数雇用されていたが、『共和制』初期には更に著しい増加を示している。外国移動労働者、特にポーランド人労働者はこの農場では一九〇六年—一一年頃から増加しはじめ、第

Kohlo 農場における雇用労働力構成の推移

期 間	労働力 時	ドレ ンヤ	デブ タ	ゲジ ン デ	ター レー ナ	外国 勞 働者	合 計	ha 100 当り
	年	人	人	人	人	人	人	
1881~86	86	11.0	6.0	19.5	32.2	—	68.7	18.1
1886~91	91	10.6	6.0	18.4	34.0	—	69.0	17.8
1891~96	96	8.4	6.0	19.2	31.0	—	64.6	16.6
1896~1901		8.7	6.0	17.0	38.0	—	69.7	17.7
1901~1906		—	9.2	11.7	37.2	6.8	64.9	16.7
1906~1911		—	12.1	5.2	27.8	21.4	66.5	17.6
1911~1916		—	13.7	3.3	31.4	25.8	74.2	19.4
1916~1921		—	12.7	2.9	30.2	31.8	77.6	21.8
1921~1926		—	27.5	0.1	67.9	0.7	96.2	23.0

一次大戦中はロシア捕虜の使用もあいまって著るしい増大を示すが、『共和制』初期には捕虜の帰国と外国人労働者雇用制限の強化によりその比重は著るしく減少している。われわれはこの表から『共和制』初期のデブタ、ゲジンの著るしい増加と「自由労働者」のうち国内労働者の占める比重の

〔A表〕

定住労働者の全収入に占める
現物部分の比率

	1873年	1913年	1924年	1928年
	%	%	%	%
東プロイセン	86.5	82.5	84.5	83.0
ブランデンブルク	71.7	45.7	65.8	67.1
ポムメルン	80.2	69.3	89.0	70.6
シュレージュ	17.5	17.7	74.2	74.3
シュレスヴィヒホルシュタイン	54.5	48.2	64.8	69.8
Pr. ザクセン	18.0	14.7	45.0	34.0

著るしい増大を認めることがある。(Seldner, H. F., Die wirtschaftsgeschichtliche Entwicklung des Gutes Kohlo [Niederlausitz] seit 1825 mit besonderer Berücksichtigung der Arbeiter- und Lohnverhältnisse, Leipzig, 1928, S. 64)。

(2) 左に掲げた〔A表〕は定住労働者の全収入に占める現物部分の比率の推移を示すが、『共和制』期にその比率は再び増大してゐる (Hering, F., Die Landarbeiter und ihre Gewerkschaften, Berlin, 1929, S. 18)。(B表)は現物収入の加工自家消費および販売の基礎となる『共和制』期の定住労働者の自己経営地の規模と所有関係を示しているが、

〔B表〕

1927年現在の一定住労働者家族当りの
自己経営地の規模と所有関係
(単位アール)

地 域	所有関係		デブ タ ー ト 地	計
	私有地	小作地		
東プロイセン	—	0.6	32.1	32.7
東北ドイツ	—	5.1	29.1	34.2
シュレージェン	0.9	4.6	9.2	14.7
中部ドイツ	0.6	24.8	20.5	45.9
西北ドイツ	—	8.6	27.3	35.9
西・南ドイツ	11.8	20.1	5.4	37.3
バイエルン	1.8	4.5	2.6	8.9

西部および南部ドイツでは自己経営は主に私有地または小作地 *Eigen-order Pachtbesitz* を基礎として営まれているのに対して、東エルベではデブタート地を基礎としている点特徴的である。この相違は「*Ha*」の馬鈴薯畑はデブタート地として取扱われるばあいは「*一〇・四・四〇 R M*」に評価されるが、同一面積の小作料 *Pachtpreis* は僅か二〇・七五 R M にすぎない」という形であらわれ、東エルベにおけるデブタートの自己経営を圧迫している点が指摘される（*Eine Erhebung des Reichsverbandes Landlichen Arbeitnehmers, Die Lebenshaltung des Landarbeiters, Berlin, 1930, SS. 169, 59.*））それ故に「産業合

〔C表〕

土地改革 フォンド地の各グループへの
分割内容 (単位1000ha, 1949年現在)

新しい土地所有者のグループ	合 計	経 営 地	森 林
農民・農業労働者	2,313.6	1,677.0	506.9
非農業的労働者・者	112.2	80.4	29.1
労働者・手工業者・諸機関・諸組織	769.8	202.6	455.2
合計	3,195.6	1,960.0	991.2
未 分 割 地	58.7	48.4	8.6
総 計	3,254.3	2,009.0	999.8

理化」期に東エルベの定住農業労働者は再び西エルベへ流出する（本文第7表を参照されたい）。このような雇用関係におかれているデブタートは自立的農民経営への上昇を志向するが、この方向は第二次大戦後のドイツ民主共和国DDR下でのエンカールの土地所有の分割、特にその最大部分の「農業労働者」への分配によりはじめて全面的に実現した。（C表、D表）を参照されたい。（Kotow, G., *Agri-gerhältnisse und Bodenreform in Deutschland, I. SS. 228, 230.*）

〔D表〕

農業・農民のうち土地の分割内容
 フォンドグループの労働者
 改革土地労働者
 (単位1000ha, 1949年現在)

	合計	経営地 経耕	森林
農業労働者	932.5	769.6	138.5
小農(15ha以下)	335.5	183.8	146.7
移民・逃難者	761.8	633.9	106.7
零細小作農	42.7	32.2	9.6
合計	2,072.5	1,519.4	401.5

三 『共和制』初期のユンカー経営における雇用労働力再編の諸結果

「十一月革命」下、「自由労働者」のストライキ運動に対応しつつ村落の労働力を定住労働力「デプタント」としてユンカー経営に集中したが、この結果、第一にユンカー経営の雇用労働力への支出の著しい増大、第二に東エルベの農民経営における雇用労働力の著しい不足を生ぜしめた。以下第一の点から考察をすすめる。

第8表 東・西エルベの大経営における支出額比率の推移

	東エルベ		西エルベ	
	構成率	増減	構成率	増減
租税・賦課	6.5	343	7.6	398
種子料	3.4	20	3.4	47
肥料	11.3	10	9.3	-6
機械の貸借料	0.9	27	0.8	-6
飼育費	9.7	1	9.4	-20
役畜買足し	7.0	-51	11.7	-37
燃料・機械の料價	11.8	110	9.7	100
建物維持費	3.0	78	3.0	86
機械器具維持費	7.6	110	7.6	94
以上の小計	61.2	37	62.9	7
労働力支出	38.8	48	37.1	34
合計	100.0	43	100.0	21

一九二二—一九二四年—一九二六—二六年間の一〇〇以上の大経営における経営支出構成の東・西エルベにおける推移を第8表に示したが、全支出額の三八・八%を占める東エルベの大経営における労働力への支出は四八%の増大を示している。労働力への支出の増加と並行して機械・設備費も増大しているが、特にインフレ終熄後の農産物価格の下落に伴い、ユンカー経営における経営収支は著しく悪化し、経営規模の縮小と土地抵当負債の顕著な増加がみられる。「十一月革命」後、西エルベへの労働力の流出増大のさなか低賃金外国労働力の著しい雇用制限とデ

第9表 東プロイセン州における1907年～1925年の経営規模別構成の推移

	(A) 経営数			(B) 経営耕地面積 ^{ha}			(B)の構成比率	
	1907年	1925年	増減 [%]	1907年	1925年	増減 [%]	1907年	1925年
0～0.50 ^{ha}	78,519	114,887	+46.3	16,958	22,933	+35.2	0.7	1.0
0.50～2	38,377	34,960	- 8.9	37,338	35,190	- 5.8	1.5	1.5
2～5	31,644	31,665	+ 0.1	105,407	106,413	+ 1.0	4.2	4.6
5～20	43,955	49,150	+11.8	444,192	493,262	+11.0	17.4	21.2
20～100	24,297	19,449	-20.0	972,825	753,850	-22.5	38.4	32.4
100～	3,320	3,440	+ 3.6	960,162	911,439	- 5.1	37.8	39.3
合計	220,112	253,551	+15.2	2,536,882	2,323,088	- 8.4	100.0	100.0

プタントの労働条件の「改善」は旧来のユンカー経営にみられた低賃金労働力の雇用を困難ならしめ、『共和制』期のユンカー経営における収支の悪化の最大の要因となったと考えることができる。⁴⁾

『共和制』初期のユンカー経営における雇用労働力再編の結果として、われわれは農民経営における雇用労働力の不足を一因とする農民層分解の進展を指摘することができる。

一九〇七年から二五年に至る間の東プロイセンにおける農業経営

の規模別構成の推移をみると(第9表)、零細経営(労働者(〇・五Pc)は顕著な増大を示し、逆に大・中農経営(二〇～一〇〇Pc)は著るしい減少を示している。⁶⁾『革命』後、団体契約の結果大経営における定住労働者(ユンカー)の労働条件は『第二帝制』期に比較して「改善」されたが、これに対して特にインフレ下、農民経営で雇用されている日雇労働者および僕婢の実質収入は著しく低下した。この結果大・中農経営から

第10表 東プロイセン州の経営規模別労働力構成

経営規模 ^{ha}	年 度	定 住 勞 働 力			非 定 住	
		監督人 會計人	僕 婢	デプ アント スト ・イ ン テ	落 下 動 働	層 勞 働 者
20～50	1907	440	30,894	8,366	25,704	
	1925	547	27,052	10,055	17,720	
50～100	1907	429	14,548	14,333	10,827	
	1925	639	10,091	20,592	9,808	
100～200	1907	734	5,972	16,115	7,491	
	1925	1,137	4,354	26,338	7,457	
200～	1907	3,338	16,028	52,677	20,019	
	1925	3,718	6,594	79,415	14,283	

第11表 東プロイセン州における経営規模別人口流出数

地 域	1900~1905		1905~1910		1910~1919		1919~1925	
	絶対数	1900年の人口の%	絶対数	1905年の人口の%	絶対数	1910年の人口の%	絶対数	1919年の人口の%
5~20の農民経営が支配的	10,567	9.51	11,333	10.24	2,795	2.55	16,375	14.50
20~100の農民経営が支配的	5,540	7.79	5,688	8.06	2,258	3.23	8,793	12.41
100およびそれ以上の大経営が支配的	24,412	7.67	25,637	8.09	2,331	0.74	24,963	7.61

『ワイマル共和国制』初期の農業労働立法とユニカー経営

第八十八卷 四三四 第六号 五四

ユニカー経営への雇用労働力の集中が進展した。東プロイセン州における一九〇七年から二五年に至る間の経営規模別労働力構成の推移を第10表に示したが、特に二〇~五〇haの中農経営における僕婢および非定住労働力の減少と一〇〇ha以上の大経営における定住労働力の著しい増加を認めることができる。ひとはこの間の状態をつぎの如く述べている。『革命』

後の、「大経営」における著るしい集約化と最近の団体契約による毎日の労働時間の著るしい短縮による「労働力需要の増大」と、「大農経営」における特に著るしい労働力の不足と

が並行して起っている」と。加うるに一九〇〇年から二五年に至る東プロイセンの経営規模別人口流出数(第11表)は一九一九年一二五年に再び顕著になると同時にその増加率は漸次農民経営において増大する傾向が認められる。このように「共和制」初期のユニカー経営への労働力の集中と西エルベへの労働力の流出の激化は二〇~一〇〇haの人・中農層の分解を著るしい規模で促進した一要因とみなすことができる。われわれはここに雇用労働力市場をめぐるユニカー経営と農民経営の対抗関係をみるることができるが、『革命』後「共和制」政府によるユニカー経営中心の労働力供給政策は農民層の分解を更に推進させ、彼らの反「共和制」的動向の要因たらしめたと考えることができよう。

- (1) Bado F., a. a. O., SS. 17, 18.
- (2) 次頁の「A表」は先に挙げた Kohle 農場における畑地一〇〇ha当りの雇用労働力への支出額の推移を示すが、「共和制」期に現物その他の支出額は著るしい増大を示す (Seidler, H. F., a. a. O. S. 107).
- (3) なお当時のユニカー経営における問題点を一農業経営研究家の言葉を借りてここに附記しておこう。「革命後、農業労働者に対する争議・団結禁止条項は廃棄された。これはD.L.Vの組合員を著るしく増加させ、組織の基礎を与えた。革命後はまた農場主と隷奴 Herren und Untergebenen間の家父長的関係はほとんど解体し、そのため一般に政治・経済的状态は激化して来ている。農業労働者問題の

[A表] Kohlo 農場における畑地100ha当りの
雇労労働力への支出額 (RM)

	打敷 分前	現物 定額	メハハ 俵給	ターゲ ローン 日当	Ztr. のライ 麦価格	給与物 の現占 め額
1881~ ^年 86	712	510	953	1,889	7.86	30.1 ⁹⁶
1886~ 91	583	466	1,003	2,036	7.81	25.7
1891~ 96	558	486	1,042	2,311	7.65	23.7
1896~1901	373	504	1,106	2,626	7.12	19.0
1901~1906	125	874	1,323	3,827	7.26	16.3
1906~1911	—	1,435	1,693	6,425	8.51	15.0
1911~1914	—	1,537	2,176	7,885	8.42	13.3
1924~1926	—	4,941	4,036	9,005	10.25	27.5

[B表] ベルリン近隣の一農場における経営
収支の推移 (単位ha当りRM)

収 入	1903/04年~ 1908/09年	1909/10年~ 1913/14年	1924/25年~ 1927/28年
保険・補償金	4.46	1.83	0.99
耕地生産物	131.25	167.46	144.79
用畜飼育	83.56	108.14	151.95
火酒醸造	96.85	95.34	59.55
現物賃	14.80	15.88	59.42
計	330.92	388.65	416.70
支 出			
「賃金支出」	129.15	146.82	194.10
肥料	22.62	32.32	37.73
飼料	44.64	44.90	46.10
種子	4.92	5.57	18.84
役畜	8.08	9.67	1.23
機械・設備・ 燃料その他	50.45	47.15	85.08
計	259.86	286.43	383.08
純利益	83.97	102.26	22.10

経営経済的関心は特に農業恐慌とその影響を通じて増大して来た。インフレ終戦後特に広汎にまた深刻になった農業恐慌は農業経営の収益を減少させた。特に東部ドイツにおいてこの問題は、一般的になっている。危機を脱出するためにとるべき多数の改革や要求の中で、農業経営上の活動のみならずまた農学にも大きな関心を呼び起しているのは賃金支出の引下げに対する要求である」(Wolter, P., Die

Entwicklung des menschlichen Arbeitsaufwand in den Jahren 1934/29 untersucht an einem Großbetrieb, Leipzig, 1931, S. 4 (傍点引用者)。

(4) 右に挙げた「B表」はブランデンブルク州、メルリン近隣の経営耕地面積四四八・三二ha(一九二八年現在)の一農場における『第二帝制』期と『共和制』期における経営収支の変化を比較して示しているが、『共和制』期には純

利益の著しい減少がみられる。この「共和国」期における経営収支の悪化は「革命」後の経営構造の変化に伴う収支の不均衡によるが、この農場に於ける「戦後の経営組織の組換えの原因は労働者の状態の変化に求めることができる」事が指摘され、その変化として第一に、「帝制」期、無制限に雇用できた外国移動労働者が「革命」後当局によって著るしく制限された点を挙げ、「その不足数を周辺の村落からの手伝人によって補っているにもかかわらず」この経営に大きな打撃を与えた事実を述べている。第二に国内労働者の状態にみられる変化として、この農場では「労働者および労働者家族は戦前からひんぱんにかわっていたが、戦後この現象は更に著るしくなり、彼らを定住家族あるいは農場労働者と呼ぶことができなくなるほどである。またホーフゲンガ

ー制度は戦後一般に維持が困難となり、労働者の子弟はまれにしか農場に残らず、特殊な労働や機械を運転する技術をもった労働者を得る可能性は戦後更に少くなった」。このような「革命」後の農業労働者の状態に対し、この農場では労働力の節約のため耕区数、経営耕地面積の縮小を計り、更に戦前に較べて多数の農業機械を導入したが、「戦後の価格関係の変化（農産物価格の下落、シーレの増大）」による収入の減少と支出の増大と同時に低賃金の外国移動労働者およびホーフゲンガー等の「労働力の減少は、労働集約度を強化することによって耐え得た戦前の耕作を不可能にした」事実が指摘されている。(Streng, H., Die

wirtschaftliche Entwicklung eines landwirtschaftlichen Betriebs von 1903/04~1913/14 und 1924/25~1927/28, Göttingen, 1930, SS. 11, 12, 109, 110.) われわれはここに「革命」後の東エルム農業労働者の状態の変化に対応して遂行されたユンカー経営における雇用労働力の再編に大きな限界を認めることができよう。

(5) Batocki u. G. Schack, Bevölkerung u. Wirtschaft in Ostpreußen, Jena, 1929, S. 75. ここでは東プロイセン州のみを挙げたが、他の東エルム諸州にも同一の傾向がみられる。

(6) 一八九五年から一九〇七年に至る間の東プロイセン州における二〇一一〇Haの経営規模の減少(経営数八九三、経営耕地面積三二五九一)と対比するばあし一九〇七年から二五年に至る間の同一規模の経営における減少が特に著るしいことを認めうる。

(7) 「小・中農経営の奴婢にとつて、農業労働者の組織は僅かな役割しか果たさなかつた。革命期は奴婢も若干利益を受けたが、それはインフレ下に失われてしまった。戦前主として奴婢や自由労働者を雇用していた農民が高い賃金を支払い、主にインストロイチ、デプタント並びに移動労働者を雇用して自己の土地を耕作させていた大土地所有者は低賃金を支払っていたが、革命後この事情は逆転した」(Aereboe, F., Der Einfluss des Krieges auf die landwirtschaftliche Produktion in Deutschland, 1927, S. 39.

沢田・佐藤共訳一四九(一五〇頁)。

(8) Batocki u. Schack, a. a. O., S. 99.

(9) *Ibid.*, S. 7. 傍点引用者。

(10) Krull C., *Die ostpreussische Landwirtschaft*, Königsberg, 1931, S. 29.

(11) 『十一月革命』直後の東エルムにおける著るしい労働力不足に対して『共和制』政府は「経済復興」wirtschaftliche Demobilisierungの重要な一環として東エルムのユンカー経営への労働力供給政策を展開する。一九一九年三月十六日に「農業における労働者不足阻止に関する命令」および同年八月一日に「ライヒ植民法」(この内容については松俊夫、前掲論文参照)が布告されるが、この結果ポーランドへの割譲地からの流民ともあいまって、二〇年中頃には東エルム諸州においてデプタントの相対的「供給過剩」が生じている。(Dietze, C., a. a. O., H. 7, Wunderlich, F., op. cit., pp. 33~68)。

あとがき

われわれは「ワイマール共和制」下の経済構造を明らかにする準備的考察として、『共和制』期のユンカー経営の状態を、『十一月革命』後の東エルム農業労働制度に焦点をあわせて考察したが、ここでは以上の論点を要約し、若干の展望を付加えておきたい。

『十一月革命』下の旧米の農業労働条令の廃棄および外国労働者の雇用制限に対応し、ユンカー経営は『共和制』初期の農業労働立法にバック・アップされつつ周辺村落の労働力を集中し、デプタントを中心に雇用労働力を再編する。しかしこの結果は第一にユンカー経営における雇用労働力への支出の著るしい増大に伴う経営取支の悪化をまねき、第二に大・中農経営における雇用労働力の深刻な不足はこれらの階層の分解を促進させた。『十一月革命』後顕著にあらわれた東エルム農業構造におけるこれらの変化は『共和制』下のドイツ資本主義の経済構造における脆弱な一環を構成すると同時に、『共和制』下のユンカー階級と農民層の政治的動向の経済的基礎をなしている。